

第４章

子育て支援施策の展開

**メ　モ**

第４章では、表以外のコメントについて貴市かた提供された「施策評価シート」の「実施状況」「現状と課題」欄に記載されている内容を取りまとめたものです。

記載内容を確認していただき、貴市において修正等をお願いします。

# 第４章　子育て支援施策の展開

平成15年に施行された次世代育成支援対策推進法は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的に、平成26年度末までの時限法として制定されましたが、引き続き、子どもが健やかに生まれ、育成される環境を更に改善し、充実させることが必要であると考えられることから、平成26年に法の改正が行われ法律の有効期限が10年間延長されました。これに伴い、第１期計画ではこれまで実施してきた次世代育成支援対策推進法に係る施策を見直し計画的に推進してきましたが、第２期計画である本計画においても、総合的な少子化対策推進の一環として、子ども・子育て支援事業との調和を図りながら、次世代育成支援対策推進法に係る施策をより効果的に推進できるようこれまでの取り組みを評価し、基本目標に基づいた施策を体系的に展開します。

基本目標Ⅰ　子育てと仕事を両立できる社会づくり

## １　保育サービスの充実

### （１）保育ニーズの多様化への対応

多様化の進む保育ニーズに柔軟に対応するため、今後の人口推移や出生率に注視しながら、教育・保育事業の拡充に取り組みます。

就学年齢の子どもについては、就労等の理由により昼間保護者がいない子どもの健全育成が図れるよう、放課後児童クラブの運営を進めます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①教育・保育事業の充実 | ○保護者が就労や病気により、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者に代わって保育します。  ○子どもが豊かな感性や創造力を養えるように、また社会性や主体性を育めるように教育・保育内容を充実します。 | 継続 | 子ども室 |
| ②地域型保育事業の実施 | ○３号認定の保育ニーズに対応するため、小規模保育を中心とした地域型保育事業を実施します。 | 継続 | 子ども室 |
| ③認定こども園事業 | ○幼稚園および保育所において可能な限り幼保連携型認定こども園への移行を進め、利用定員の拡充に努めます。 | 継続 | 子ども室 |
| ④病児・病後児保育 | ○保育所に通っている児童で、集団保育ができない病気・病気回復期にあって、かつ、保護者の勤務（就労）の都合により、家庭で育児を行うことが困難な児童を、保護者に代わって保育します。 | 継続 | 子ども室 |
| ⑤障害児保育 | ○保育に欠ける障害のある児童であって、集団保育が可能で日々通所できる児童の保育を行います。 | 継続 | 子ども室 |
| ⑥時間外保育 | ○午後６時から７時まで延長保育を行い、保護者の就労を支援します。 | 継続 | 子ども室 |
| ⑦休日保育 | ○満１歳以上の就学前の子を対象に土曜日・日曜日および国民の祝日の9:00～17:00に保育を行います。 | 継続 | 子ども室 |
| ⑧放課後児童健全育成 事業 | ○昼間、就労等の理由により保護者のいない児童に対して、健全育成が図れるよう、衛生および安全が確保された施設を備えた適切な遊び場や生活の場を提供します。 | 継続 | 生涯学習課 |
| ⑨認可外保育所支援事業 | ○認可外保育施設において実施している事業について、利用者や事業者に対する情報の提供に努めます。 | 継続 | 子ども室 |
| ⑩事業所内託児施設の 設置促進 | ○子育て家庭の仕事と家庭の両立を支援するため、事業所に対して事業所内託児施設助成金についての周知を行います。 | 継続 | 産業振興課 |
| ⑪送迎保育ステーション 事業 | ○ＪＲ住道駅南側に設置した送迎保育ステーションで児童をお預かりし、専用バスで市東部・北部の保育施設までの送迎を行います。 | 新規 | 子ども室 |

### （２）保育の質の向上

児童が安心して保育を受けられる環境を維持するため、老朽化の進む保育施設を対象とした施設改修を支援します。また、保育士の就労環境の改善に向けた支援の取り組みを進めます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①保育所における 苦情処理体制の確立等 | ○保育サービスの質の向上を図るため、苦情相談窓口の充実に努めます。 | 継続 | 子ども室 |
| ②保育所施設整備事業 | ○保育所等について、快適な保育の場を提供できるよう施設の整備・維持管理に努めます。 | 継続 | 子ども室 |
| ③保育士宿舎借り上げ 支援事業 | ○民間保育園等における保育士不足を解消するため、法人が借り上げる保育士向け賃貸住宅の家賃の補助を行います。 | 新規 | 子ども室 |

## ２　子育てと仕事の両立のための環境整備

### （１）子育てしやすい職場環境づくりの促進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、ひとり親家庭や高齢者、障害者の就労機会の拡大を目指した制度的な支援を国へ要請するとともに、市民や事業主に対して啓発を進めます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識啓発 | ○一人ひとりが潤いのある生活の実現に向けて、今後も引き続き市民をはじめ事業主に対して、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識啓発を進めます。 | 継続 | 産業振興課  人権室 |
| ②育児休業法の周知徹底 | ○育児休業について、取得率の向上や男性の取得促進などに向けて、情報提供を行うとともに、事業主へ働きかけます。 | 継続 | 産業振興課  人権室 |
| ③労働時間の短縮など労働形態についての要請 | ○ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、多様な働き方を支援するため、また、ひとり親や高齢者、障害者が就労の拡大ができ、ゆとりある生活の確保などが行えるよう、在宅勤務、労働時間の短縮、ワークシェアリングやジョブシェアリングなど企業が導入しやすいよう、制度的な支援を国へ要請するとともに、事業主への働きかけを行います。 | 継続 | 産業振興課 |
| ④各種制度導入奨励金の 周知・活用の促進 | ○育児・介護費用助成金、看護休暇制度導入奨励金、育児両立支援奨励金、育児休業代替要員確保等助成金、育児休業取得促進奨励金、育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金制度等について、市民および事業所に周知し、活用の促進を図ります。 | 継続 | 産業振興課 |

### （２）多様な働き方への支援

大東ビジネス創造センター「Ｄ-Ｂｉｚ」では、中小企業や企業を考えている人に向けた情報発信や相談を実施しているほか、市内３か所の地域就労支援センターでは随時労働相談を実施するなど、多様な働き方への支援の取り組みを行っています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①起業支援 | ○大東ビジネス創造センターＤ-Ｂｉｚと連携し、起業支援を行います。 | 充実 | 産業振興課 |
| ②雇用・就労情報の提供 | ○関係機関と連携し、雇用や就労関係の情報提供に努めます。 | 継続 | 産業振興課 |
| ③労働相談 | ○女性を含む労働者の労働条件の改善や相談について、随時相談を実施します。 | 継続 | 産業振興課 |

### （３）男性・子どもへの啓発の取り組み

男女共同参画社会の実現に向け、学校等における男女平等教育の取組みを進めます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①男女共同参画意識の 啓発 | ○男女共同参画社会についての啓発と固定的性別役割分担意識の解消、家庭生活への男性の参画についての意識啓発を進めます。  ○市立小中学校園において男女平等教育の研究と実践、学校間の情報交流を通して男女共同参画意識の醸成を図ります。 | 継続 | 人権室  教育政策室 |
| ②育児休業制度の 周知徹底 | ○職業生活と家庭生活との両立の推進のため、男女が共に子育てに関わり、女性だけが子育てに負担を感じないよう、男性も取得できる育児休業制度等について広報誌や講座での周知を図ります。 | 継続 | 人権室  産業振興課 |
| ③両親教室 | ○夫婦で安心して出産が迎えられるような情報提供や人形を使っての沐浴実習、アドバイスを行います。  ○出産後の健康や父親も参画する子育てについて楽しく学びます。平日コースや土曜日コースなど、夫婦で参加しやすい日程を設定し、父親も子育てに参加する意識を妊娠期から持てるように支援します。 | 継続 | 地域保健課 |
| ④男女平等教育 | ○次代を担う子どもたちに対して、キャリア教育と関連付けながら発達段階に応じた男女平等教育を推進します。  ○小学校では家族の一員としての仕事調べから性別役割分担を考え、「男らしく、女らしく」から「自分らしく」の取り組みへと進めます。  ○中学校では２年生の職業体験学習や職業観にある性差の問題や、将来、子育てをしながらも仕事を続けることができるための社会的なシステム等について学習を進めます。 | 継続 | 教育政策室 |

基本目標Ⅱ　子どもが心豊かに育つ学習環境づくり

## １　就学前保育・教育の充実

### （１）就学前保育・教育内容の充実

子どもが心豊かに育つ就学前保育・教育の充実のため、保育所や幼稚園等における人権教育の推進に努めるとともに、職員の研修に取り組みます。また、就学前児童に対し小学校や地域との交流の機会を設けることで、入学後のスムーズな学校生活の基盤づくりを行います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①人権教育の推進 | ○子どもが生命の大切さや多様性を認め合えるよう、また、子どもの人権を尊重し、一人ひとりの子どもの特性や発達段階での課題に対応できるよう、保育所、市立幼稚園での系統的な人権教育の研究と実践に努めます。 | 継続 | 子ども室  教育政策室 |
| ②情操教育、体験学習の 推進 | ○各幼稚園において、「教育要領」に基づき、子どもが豊かな感性や創造力を養うとともに、社会性や主体性を育める保育・教育を推進します。 | 継続 | 教育政策室 |
| ③幼稚園児と地域との 交流 | ○内容の充実を図り、地域の小学生や高齢者等との交流を深めていきます。 | 継続 | 教育政策室 |
| ④職員研修の実施・参加 | ○研修を通じ、保育所において、子どもが生命の大切さや多様性を認め合えるように、多様な分野における研修を計画開催し、民間認可外への参加を呼びかけ、保育の質の向上を図ります。また、大阪府その他が主催する研修に参加し発達段階の課題に対応するなど、子どもの人権を尊重する取り組みを進めます。  ○幼稚園の保育・教育内容の充実を図るため、幼稚園教員の各種研修会・研究会への参加を促進します。 | 継続 | 子ども室  教育政策室 |
| ⑤幼稚園、保育所と 小学校との連携 | ○就学前幼児を小学校に招き、学校見学や在校生との交流等の行事を通して、入学後のスムーズな学校生活の基盤づくりを図ります。  ○就学前健診とも兼ねる等、多くの幼児が参加できるように、日程調整を進めます。 | 継続 | 教育政策室 |

## ２　学校教育の充実

### （１）教育内容の充実

校内で実施される研修に、指導主事等を派遣し、経験の少ない教員等に対して事業改善に向けた指導・助言を行うことで、授業力の向上を図ります。

また、パソコン機器やネットワークを活用した情報教育や、体育の授業における「めあて学習」を通じた仲間意識の向上など、多様な授業の実施による教育の充実を図ります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①確かな学力の向上 | ○確かな学力を育てるため、「だいとう教育ビジョン2019」に基づいて授業改善を進めるとともに、全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえ、学校の実情に応じた教育活動の充実を図ります。  ○校内での研修に授業力向上チームや指導主事を派遣し、授業改善に向けた指導、助言に努めます。 | 充実 | 教育政策室 |
| ②情報教育の充実 | ○小・中学校のパソコン教室のパソコン機器およびネットワークを活用し、児童生徒の情報機器活用能力の育成に努め、プログラミング教育と関連させて推進します。 | 継続 | 教育政策室 |
| ③道徳教育の充実 | ○特別の教科道徳および教育活動全般を通しての道徳教育の充実を図り、倫理観や豊かな心の育成に努めます。  ○教育内容の充実のため、教職員等に対し、道徳教育に関する研修会を実施します。 | 継続 | 教育政策室 |
| ④体育授業の充実 | ○「めあて学習」を推進するとともに、友だちのめあてを知り、ともに学習することで仲間意識の向上につなげます。  ○小・中学校教育研究会「体育部会」と連携し、体育授業の充実に向けた研究を推進します。 | 継続 | 教育政策室 |
| ⑤クラブ・部活動の充実 | ○小・中学校において、地域人材の活用を推進し、クラブ・部活動の活性化を図ります。  ○中学校では部活動指導員を配置し、効率的かつ効果的な指導をめざします。 | 継続 | 教育政策室 |
| ⑥各中学校における 職業体験学習の充実 | ○中学校において職業体験学習を実施し、キャリア教育を推進します。 | 継続 | 教育政策室 |
| ⑦労働観や自立心の育成 | ○小・中学校において、児童・生徒の発達段階に応じて、教育活動全体を通じたキャリア教育を推進します。 | 充実 | 教育政策室 |
| ⑧進学、就職等の適切な 指導 | ○生徒および保護者へ適切な助言、指導が行えるよう、関係機関との連携を強化し、進路説明会および進路相談を行い、進路指導の充実を図ります。 | 継続 | 教育政策室 |
| ⑨子育て・家庭教育への 関心の喚起 | ○各校のＰＴＡ活動を通じて、子育て・家庭教育に関する啓発を行います。 | 継続 | 教育政策室 |

### （２）総合的な学校力の向上

教員の資質向上を進めるとともに、小中連携教育の推進や放課後の学力向上に取り組むことにより、総合的な学校力の底上げを図ります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①学校支援事業 | ○小・中学生の学習意欲を高め、学校のニーズに応じた支援を行うために、地域人材を活用し学校の総合的な教育力の向上を図ります。 | 継続 | 教育政策室 |
| ②教員評価育成システム | ○教員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価し、個々の目標に基づき取り組みを進め、自身の資質向上を図りながら、子どもの教育・指導にいかします。 | 継続 | 教育政策室 |
| ③小中連携教育の推進 | ○全中学校区において、「情報教育」「特別支援教育の観点からの授業改善」「授業規律・生徒指導」等をテーマに小・中一貫した指導方法の工夫を図り、全市をあげて小中連携教育の推進に取り組みます。 | 継続 | 教育政策室 |
| ④大東・まなび舎事業 | ○中学校に、放課後等の自習教室を開設し、学習支援アドバイザーを配置し、生徒の学習意欲や学習習慣の向上や自学自習力の育成を図ります。 | 見直し  ・改善 | 教育政策室 |
| ⑤学力向上ゼミ | 〇小学校４年生から中学校３年生までを対象として、希望参加制（有料）の学力向上ゼミを開講し、土曜日の学習機会の拡充と確かな基礎学力の定着を図ります。 | 継続 | 教育政策室 |
| ⑥放課後子ども教室 推進事業 | ○市内全校において、放課後子ども教室を実施し、地域の高齢者や育成者の協力を得て、放課後の安心・安全な子どもの居場所や学習環境を整備します。 | 継続 | 生涯学習課 |

## ３　学校・家庭・地域社会の連携

### （１）非行など問題行動の防止

警察や子ども家庭センター等の関係機関との連携を強化し、子どもの生活指導上の様々な問題行動について情報の共有を行います。

スマートフォン所持率の高まりとともに、ネットトラブルの低年齢化が進んでいることから、学校を通じた啓発活動の取り組みを行います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①青少年健全育成 市民大会 | ○本市の青少年に関わる関係機関、団体、地域住民が青少年健全育成に対して、共通の理解と認識を深める場とするために開催します。 | 見直し  ・改善 | 生涯学習課 |
| ②大東・四條畷学警連絡会 | ○月1回、大東市・四條畷市の中学校の生徒指導主事と四條畷警察、子ども家庭センター等の関係機関が集まり、校区を越えた生徒どうしのつながりからの問題行動について、情報交換を行います。 | 継続 | 教育政策室 |
| ③非行などの問題行動や有害環境についての 啓発・研修会の開催 | ○子どもの生活指導・生徒指導上の様々な問題行動について関係機関等との連携を強化し、市民や団体などへの啓発を進めるとともに、薬物乱用防止教室、非行防止教室、エンパワメント研修等の充実と、日々の教育活動の中での継続的な指導につなげます。 | 継続 | 教育政策室 |
| ④メディアを活用する 能力の向上 | ○子どもがメディアを有効に活用できる能力を育成するため、学校におけるＩＣＴ活用教育を充実させるとともに、ネット依存の予防等情報モラル教育を推進します。  ○スマホ等の所持率の高まりとネットトラブルの低年齢化が進んでいることから、家庭と連携してルールづくりや啓発活動を継続します。 | 充実 | 教育政策室 |

※ＩＣＴ活用教育：学校教育の場に情報通信技術（ＩＣＴ）を活用すること。

### （２）子どもの相談支援体制の充実

家庭児童相談事業では、保護者だけでなく子ども本人からの相談も受け付け、子どもや家族の問題解決を図ります。

また、不登校児童に対する訪問支援では、指導員を小・中学校に派遣し、児童生徒の支援を行います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①家庭児童相談事業 | ○本人または保護者から18歳未満の子どもに関する相談を受け付け、子どもおよび家族の問題解決を図ります。  ○家庭児童相談員の研修の充実や増員、スーパーバイザーの確保に努めます。 | 継続 | 子ども室 |
| ②スクールカウンセラー配置事業 | ○学校指導体制の中に、スクールカウンセラーを効果的に位置付け、児童生徒、保護者、教職員に対して、有効な相談活動を展開します。 | 継続 | 教育政策室 |
| ③不登校児童に対する 訪問支援 | ○不登校児童生徒に適応指導教室での支援および家庭訪問指導を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校指導員等による相談・支援活動を行います。 | 充実 | 教育政策室 |

### （３）遊び場や居場所づくりの推進

子どもの健全育成の観点から、学校・家庭・地域が連携を強化し、地域教育の活性化を図り、教育コミュニティづくりを推進しています。

また、子どもが放課後に安全に過ごすことのできる環境形成に向け、学校や地域における居場所の確保や、学習環境の整備を進めます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取み | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①地域教育協議会活動の 促進 | ○学校・家庭・地域等が相互に連携し、多くの人々が子どもにかかわることで子どもの健全育成を図ります。 | 継続 | 教育政策室 |
| ②安心の子ども遊び場 調査・整備 | ○親子が安心して利用できるよう、都市公園の計画的な改修を進めます。 | 継続 | みどり課 |
| ③放課後子ども教室 推進事業（再掲） | ○市内全校において、放課後子ども教室を実施し、地域の高齢者や育成者の協力を得て、放課後の安心・安全な子どもの居場所や学習環境を整備します。 | 継続 | 生涯学習課 |
| ④子ども食堂支援事業 | ○地域において子ども食堂の運営に取り組む団体に対し、必要経費の一部を補助します。 | 新規 | 子ども室 |

### （４）豊かな体験や交流機会の充実

大東市こども会育成連絡協議会と協力し、こども会活動を支援していきます。また、子どもたちが様々な体験の中で心身ともに健全に育っていけるよう、ソフトボール大会や駅伝大会等のスポーツ活動、フェスティバルや作文コンクール等の文化活動の活性化に取り組みます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①ふれあい水泳教室 | ○水泳を通して親と子、子ども同士、親同士の交流を図るとともに、楽しみながら水に慣れ親しみ、水泳の技術向上と参加者の健康の保持増進を図ります。 | 継続 | スポーツ 振興課 |
| ②総合型スポーツクラブ 事業の推進 | ○地域で複数のスポーツを指導しながら、地域の子育てを共に考えたり、交流を深めるために実施します。 | 継続 | スポーツ 振興課 |
| ③地域ファミリー スポーツ大会 | ○スポーツに親しみながら地域での交流を深められるように、市域を４つ（南郷・住道・四条・深野）に分け、スポーツ推進委員を中心に、生涯スポーツの振興とニュースポーツを普及します。 | 継続 | スポーツ  振興課 |
| ④公民館活動の充実 | ○創意工夫や自由な表現力を養うとともに親子の交流、子ども同士の交流などを図るため、創作教室、料理教室、映画・人形劇鑑賞等様々な活動を実施します。 | 継続 | 生涯学習課 |
| ⑤学校施設の開放 | ○こども会や市民団体・サークル活動の場の提供として学校施設を開放します。 | 継続 | 生涯学習課 学校管理課 |
| ⑥大東市こども会育成 連絡協議会の支援 | ○スポーツ（ソフトボール選手権大会、駅伝大会）、文化（こども会フェスティバル）活動、育成者研修会等への支援を行います。 | 継続 | 生涯学習課 |
| ⑦市長と語る  ～まちづくり座談会～ | ○市長が次世代の大東市を担う子どもたち（中学生）と直接語り合うことで、市政やまちづくり活動への関心を醸成することを目的に実施します。小学校での開催もめざします。 | 見直し  ・改善 | 戦略企画室 広報広聴Ｇ |
| ⑧青少年リーダーの育成 | ○野外活動センターを活用し、小学生から大学生まで異年齢によるでキャンプ等の活動を通して、リーダーを養成し、地域活動への参画を促進します。 | 継続 | 生涯学習課 |
| ⑨小・中学生のボランティア参画の促進 | ○各学校において、福祉教育の一環として、老人ホームや障害者施設等との交流・体験学習を通して、ボランティア参画の促進に努めます。 | 継続 | 教育政策室 |

## ４　地域の子育て力向上への支援

### （１）子どもを社会で育てる意識づくり

民生委員や校区福祉委員、学校支援コーディネーター等を通じ、学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てる環境を形成することにより、子育て家庭の孤立を防ぐ取り組みを進めます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①社会で子育ち・親育ち・子育てを支える 意識啓発 | ○地域全体で子どもの育ちや親育ち、子育てを支えることの必要性や子どもが次代を担う自立した大人として成長できるよう支援することの大切さなどについて、様々な媒体や機会を活用して啓発を進めます。 | 継続 | 生涯学習課 教育政策室 |
| ②民生委員児童委員の 見守り活動の推進 | ○地域での困りごとや生活に関する相談に応じ、助言その他の援助などを行います。 | 見直し  ・改善 | 福祉政策課 |
| ③校区（地区）福祉委員会活動の推進 | ○校区（地区）福祉委員会活動への支援を通じて、子育てサロンや小学校での給食交流会、世代間交流の実施など、身近な地域で住民同士の交流を促進します。 | 継続 | 福祉政策課 |

基本目標Ⅲ　子育てを支える体制づくり

## １　妊娠期からの切れ目のない支援

### （１）妊娠期からの切れ目のない支援

子育て支援、母子保健、家庭教育支援の連携により、子育て世代包括支援センター「ネウボランドだいとう」を中心とした、妊娠・出産期から就学期までの切れ目のない支援を進めます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①利用者支援事業（子育て世代包括支援センター） | ○妊娠・出産から就学期に至る情報提供窓口において、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の利用を始めとした子育てに関数様々な悩みにアドバイスを行う、支援員を配置することにより、切れ目のない相談支援を行います。 | 新規 | 子ども室  地域保健課  教育政策室 |
| ②母子保健相談支援事業 | ○妊産婦等の相談に対応し、当該妊産婦等が抱える悩み等を把握するとともに、母子の状態にあった支援計画の作成等を行います。 | 継続 | 関係各課 |
| ③妊娠出産包括支援事業 | ○産後の体調不良や育児不安の軽減を図るため、心身のケアや休養などを要する人への支援を行います。 | 継続 | 地域保健課 |

### 

### （２）妊産婦の健康の確保・増進に関わる連携事業

安心・安全な出産を迎えるために、父親・母親への両親教室の実施や、妊婦健康診査に係る費用の助成、助産師等による指導や助言等を実施します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①母子・父子健康手帳の 交付 | ○母子・父子健康手帳を交付し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と情報の提供を行います。  ○全ての妊婦に専門職が面接・相談を行います。 | 継続 | 地域保健課 |
| ②両親教室（再掲） | ○夫婦で安心して出産が迎えられるような情報提供や人形を使っての沐浴実習、アドバイスを行います。  ○出産後の健康や父親も参画する子育てについて楽しく学びます。平日コースや土曜日コースなど、夫婦で参加しやすい日程を設定し、父親も子育てに参加する意識を妊娠期から持てるように支援します。 | 継続 | 地域保健課 |
| ③妊婦健康診査事業 | ○安心・安全な出産を迎えるために、出産までに必要とされる健診を、費用の心配なく受診していただけるよう制度を整え、積極的に受診を促します。 | 継続 | 地域保健課 |
| ④妊産婦訪問指導 | ○健康診査に基づき、必要に応じて訪問し、相談希望者やハイリスク妊婦に対して、助産師や保健師など専門職による指導・助言を実施し、安心した妊娠期から出産・産褥期の健康管理や子育て支援を行います。 | 継続 | 地域保健課 |
| ⑤妊婦歯科健康診査 | ○口の中の環境や歯肉などにも変化が現れやすい妊婦を対象に、歯科健診の費用を助成します。 | 継続 | 地域保健課 |
| ⑥妊婦およびその家族の 喫煙と受動喫煙に関する啓発事業 | ○母子健康手帳交付時に妊婦とその家族、また、両親教室参加者に対して、妊婦の喫煙および受動喫煙が胎児や妊婦に及ぼす影響や、喫煙による健康に対する影響について正しい知識を普及・啓発します。  ○母子健康手帳交付時に、喫煙者にはその場で禁煙相談に応じます。 | 継続 | 地域保健課 |
| ⑦不妊に関する周知 | ○府のドーンセンターで実施している専門的な不妊相談の周知・勧奨を図ります。また、府の特定不妊治療費助成制度の周知を行います。 | 継続 | 地域保健課 |
| ⑧産婦健康診査事業 | ○出産後間もない時期のお母さんのこころの健康状態の確認や検尿・診察などの健診費用を助成します。 | 新規 | 地域保健課 |

### 

### （３）乳幼児の健康の確保・増進に関わる連携事業

乳幼児の健康を確保するため、定期的な健康診査や予防接種を実施し、健康状態の把握に努めます。

また、乳幼児健康診査の未受診児は、虐待につながるリスクも考えられるため、健康診査未受診者への対策を強化することにより、児童虐待の予防や早期発見・早期対応に努めます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①新生児聴覚検査 | ○聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、生後１か月以内の新生児を対象に、聴覚スクリーニング検査費用を助成します。 | 新規 | 地域保健課 |
| ②乳児一般健康診査 | ○主に１か月児健康診査として、個別に医療機関で受診します。誕生日の前日まで健康診査として１回受診することができます。 | 新規 | 地域保健課 |
| ③４か月児健康診査 | ○身体計測をはじめ医師による診察、集団指導、個別相談、ベビーマッサージの指導を行います。  ○専門職が保護者の健康面や子育ての相談を行い、疾患の早期発見や予防、子育て支援、虐待予防に努めます。  ○図書館職員によるブックスタート事業を同時実施します。 | 継続 | 地域保健課 |
| ④乳児後期健康診査 | ○生後10か月頃の健診で、個別に医療機関で受診します。 | 継続 | 地域保健課 |
| ⑤１歳10か月児健康診査 | ○身体計測をはじめ医師・歯科医師による診察、各専門職による個別相談を行います。  ○保護者の健康面や子育てや発達の相談を行い、疾患の早期発見や予防、子育て支援、虐待予防に努めます。 | 継続 | 地域保健課 |
| ⑥２歳６か月歯科教室 | ○フッ素塗布や口腔衛生指導、身体計測などを行います。 | 継続 | 地域保健課 |
| ⑦３歳６か月児健康診査 | ○身体計測をはじめ医師・歯科医師による診察・尿検査、各専門職による個別相談を行います。  ○保護者の健康面や子育てや発達の相談を行い、疾患の早期発見や予防、子育て支援、虐待予防に努めます。 | 継続 | 地域保健課 |
| ⑧医療機関等との連携 | ○乳幼児健診やすこやか健診において、必要時専門医療機関へ紹介し、その結果の把握、事後フォロー等を行います。  ○未熟児等、継続して医療を受ける児について、地域で安心して生活するために、出生直後から必要に応じて医療機関等との連携を行います。 | 継続 | 地域保健課 |
| ⑨予防接種 | ○感染症の予防および症状軽減を図るとともに、保護者への啓発や相談に応じます。 | 継続 | 地域保健課 |
| ⑩離乳食講習会 | ○子どもの月齢や離乳進行状況に応じた献立・食品の選択・調理法などについて具体的に指導し、正しい食習慣の形成・家庭の食生活の見直しにつなげます。 | 継続 | 地域保健課 |
| ⑪健診未受診者への 対策強化 | ○乳幼児健康診査未受診者に対し、電話や訪問等により受診をすすめ、必要時は保護者の相談に応じます。  ○関係機関と連携し、子どもの所在の確認をします。 | 継続 | 地域保健課 |
| ⑫新生児・未熟児訪問 | ○赤ちゃんの発育発達・授乳・病気の予防や育児について、保護者の体調管理についてなど、保健師や助産師が訪問し相談や助言を行います。 | 継続 | 地域保健課 |
| ⑬乳幼児訪問 | ○乳幼児健診や保護者からの相談等から、保健師が訪問し相談や助言を行い、安心した乳幼児期の成長発達および子育て支援を行います。 | 継続 | 地域保健課 |
| ⑭健康増進事業 | ○保育所や幼稚園、家庭等との連携を強化し、インフルエンザ対策、衛生管理、食事等についての情報提供を行い、意識啓発を進めます。  ○保育士や幼稚園教諭、子ども発達支援センター職員に対する子どもの事故防止やアレルギー、心の健康問題等に対する研修の充実に努めます。  ○すべての乳幼児健診において、タバコの害に関する啓発を行います。 | 継続 | 関係各課 |

## ２　子育て支援サービスの充実

### （１）地域の子育て支援サービスの提供

つどいの広場や子育て支援センター、保育関係施設における相談支援や地域交流活動に取り組み、地域の子育て家庭の孤立化や子育てに係る問題の深刻化の防止を図ります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①子育て支援センター 事業 | ○子育て家庭に対する育児不安等についての相談や指導および子育てサークルへの支援、親子同士の交流活動等を実施します。 | 充実 | 子ども室 |
| ②つどいの広場事業 | ○主に０～３歳の乳幼児を持つ子育て中の保護者の集いの場を設け、悩みや不安を取り除く手助けを行います。 | 充実 | 子ども室 |
| ③保育所地域活動事業 | ○地域の在宅親子に対し、園庭開放や遊び教室等で子ども同士の交流や子育て支援を行います。また、園の行事等で異年齢児との交流を行います。  ○老人クラブ等における高齢者との交流を促進します。 | 継続 | 子ども室 |
| ④幼稚園における子育て 支援 | ○公立幼稚園での園庭開放、未就園児との交流遊び、子育て講演会、親子や高齢者等とのふれあい交流などを行います。  ○私立幼稚園での入園前親子教室、地域子育て講演会、子育て相談、カウンセリング、幼稚園開放、地域小学校や高齢者との交流などを行います。 | 継続 | 子ども室 教育政策室 |
| ⑤一時預かり事業 | ○概ね生後６か月以上の就学前児童を対象とし、保護者の傷病入院・災害・事故・育児等に伴う一時的な保育を希望される人を対象に保育を行います。 | 継続 | 子ども室 |
| ⑥子育て短期支援事業  （ショートステイ・  　トワイライトステイ） | ○保護者が疾病等により家庭において児童を養育することが一時的に困難な場合や、保護者が平日の夜間または休日に仕事等により不在となり、家庭において児童を養育することが困難な場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行います。 | 継続 | 子ども室 |
| ⑦家庭支援推進事業 | ○配慮を必要とする在宅・在園の保護者・児童について、家庭訪問、出前相談等を行い、児童の健全育成を図り、虐待の予防に努めます。 | 継続 | 子ども室 |
| ⑧ファミリー・サポート・ センター事業 | ○保護者の多様なニーズに対応していくため、援助を受けたい人と援助を行いたい人がともに会員となり、援助を行いたい人が援助を受けたい人に対して一定の報酬で保育、一時預かり、送迎等のサービスを提供します。 | 充実 | 子ども室 |
| ⑨託児付イベントの推進 | ○講演会や生涯学習講座等に参加しやすいように、ボランティアの協力を得て、託児付き講座を充実します。 | 継続 | 関係各課 |

### 

### （２）子育て支援ネットワークの推進

子育て家庭に対する情報提供や相談支援などを効率的に進めるため、関連施設や団体がネットワークを構築し、効果的なサービスを提供できる体制を整備します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①子育てサロン | ○子育てをしている保護者やその子どもが同じような仲間と交流できる憩いの場を提供し、子育ての悩みを相談できる保護者どうしの仲間づくり等を促進します。校区（地区）福祉委員会や民生委員児童委員・主任児童委員の協力をもって実施します。 | 継続 | 子ども室 福祉政策課 |
| ②子育て支援連絡会の 開催 | ○民生委員児童委員、主任児童委員、校区（地区）福祉委員、ＮＰＯ、ボランティアグループ、子育てサークル、防犯連絡員、青少年協会、こども会等関係団体・機関によるテーマ別連絡会の開催を進めます。 | 未実施 | 関係各課 |
| ③子育て関連施設と 地域・市の連携の促進 | ○保育所、幼稚園、学校、子育て支援センター、青少年教育センターなど子どもに関する関連施設がネットワークを構築し、地域の自主的な子育て支援活動や子育て家庭に対して、情報提供や相談支援などに努めます。  ○ボランティアグループへの積極的な活動の支援を行うとともに、子育て団体のネットワーク化を図り、子育て世帯に効果的なサービスを提供できる体制を検討します。 | 継続 | 関係各課 |

## ３　利用しやすいサービス体制

### （１）子育て情報提供体制の充実

スマートフォン普及率の高い子育て世代への広範な情報提供の取り組みとして、アプリを活用した情報発信を進めます。また、ネウボランドだいとうと連携し、妊娠期から出産、子どもが１８歳になるまでの幅広い期間の子育て情報を提供します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①情報提供事業 | ○各施設からのたより、ホームページ、広報誌、フェイスブック等を活用し、情報を提供します。 | 継続 | 子ども室 |
| ②わかりやすい情報の提供 | ○情報が行き届きにくい人にもわかりやすいさ０ビス情報の提供に努めます。 | 継続 | 関係各課 |
| ③子育てガイドブックの 活用 | ○幼稚園・保育所をはじめ、他の公共機関、こんにちは赤ちゃん訪問事業等を通じて、子育てガイドブックを配布し、子ども・子育て施策の周知を図り、育児の不安感の軽減につなげます。 | 充実 | 子ども室 |
| ④子育てサービスに関する出前講座の継続実施 | ○子育て支援センターやつどいの広場、子育てサークル等と協力し、母子向けの出前講座を今後も継続して実施します。 | 継続 | 関係各課 |
| ⑤子育て支援情報発信 事業 | ○スマートフォン用アプリを活用して、妊娠・出産・子育てに関する情報を発信することで、より広範な家庭に対し子育て情報を提供します。 | 新規 | 子ども室 |

### 

### （２）サービス等の利用援助

外国籍の児童や保護者に対する利用援助として、公立学校園における日本語指導要員の派遣や、保育所の懇談会や発達相談時に通訳者の派遣を行います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①外国語の通訳支援 | ○海外からの帰国児童、外国籍の児童の保育所入所等に際しての懇談会などに通訳を依頼し支援します。 | 充実 | 関係各課 |
| ②コミュニティソーシャルワーカーによる支援 | ○地域住民が安心して暮らし続けられるよう、市内８か所で設置しているコミュニティソーシャルワーカーによる活動を通じて、制度の狭間にいる要援護者の支援の強化などに努めます。 | 継続 | 福祉政策課 |

## 

## ４　子育ての悩みや不安への対応

### （１）子育て相談の充実

家庭児童相談室や子育て支援センター、保育所や子育てサロン等、子育て支援や母子保健に関わる様々な施設において育児相談等を実施し、専門性を生かした指導、助言を行います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①子育て支援コーディ ネータの配置 | ○安心して子どもが育ち、また育てることができるよう、子育て支援センター・つどいの広場・公立保育所・保育課に子育て支援コーディネータを配置し、子育て相談の充実や必要なサービス利用につなげます。 | 継続 | 子ども室 |
| ②家庭児童相談事業（再掲） | ○本人または保護者から18歳未満の子どもに関する相談を受け付け、子どもに対する発達検査、遊戯治療、保護者に対するカウンセリングなどを通じて問題解決を図ります。  ○家庭児童相談員の研修の充実や増員、スーパーバイザーの確保に努めます。 | 継続 | 子ども室 |
| ③育児相談等事業 | ○保育所や子育て支援センター等において、育児不安等についての育児相談を行い、育児不安の解消や負担の軽減を図ります。 | 継続 | 子ども室 |
| ④育児相談 | ○乳幼児を対象とした市内各機関・団体の子育てサロン等に保健師・管理栄養士・看護師などを派遣し、子どもの成長・発達や子育て、予防接種などについて相談を受け、安心した子育てを行うことができるよう支援します。 | 継続 | 地域保健課 |
| ⑤健康相談 | ○妊産婦、乳幼児（新生児を含む）を持つ保護者に対して、保健師・管理栄養士・看護師などが、予防接種や離乳食、育児や発育・発達などについて、それぞれの専門性をいかし、相談に応じます。 | 継続 | 地域保健課 |
| ⑥各健診時における相談 | ○乳幼児健診において個別相談を行い、保健師・管理栄養士・看護師・発達相談員などが、予防接種や離乳食、育児や発育・発達など、それぞれの専門性をいかし、相談に応じます。 | 継続 | 地域保健課 |
| ⑦身近な地域での子育て 相談等の実施 | ○幼稚園等における子育て講演会、育児相談会、健診時の相談等を実施するとともに、これら相談事業等の周知を広報誌や「子育てガイドブック」「暮らしのガイドブック」等を活用し進めます。 | 継続 | 子ども室 |

### （２）養育・医療費の負担軽減

中学校終了までの児童に対する児童手当や、ひとり親家庭などの経済的不安の軽減を目的として支給する児童扶養手当等、家庭や児童の状況に応じて必要な手当の支給や医療費の助成を行い、子育て家庭への経済的な負担感の軽減に取り組みます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①児童手当の支給 | ○15歳到達後の３月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育している保護者等に対し、手当を支給します。 | 継続 | 子ども室 |
| ②児童扶養手当の支給 | ○ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給を行います。  ○児童の父親、または母親に重度の障害がある場合、児童の母親または父親、父母代わりの養育者に対し、経済的負担を軽減するため支給します。 | 継続 | 子ども室 |
| ③特別児童扶養手当の支給 | ○日本国内に住所があって、20歳未満で、中程度以上の障害のある児童を養護している保護者等に対し、経済的負担を軽減するため支給します。 | 継続 | 子ども室 |
| ④子ども医療費助成 | ○市内に住所を有する０歳～中学校卒業（15歳到達後の３月31日）までの通院、入院にかかる医療費自己負担分の一部を助成します。 | 継続 | 福祉政策課 |
| ⑤ひとり親家庭医療費助成 | ○児童と母または父、両親のいない児童と養育者、両親のいずれかまたは両親が重度障害者の世帯について、18歳到達後の３月31日までの児童、父、母、養育者の入院・通院にかかる医療費自己負担分の一部を助成します（支給要件や所得制限があります）。 | 継続 | 福祉政策課 |
| ⑥障害児福祉手当の支給 | ○重度障害のために、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の人に、経済的負担を軽減するため支給します（支給要件や所得制限があります）。 | 継続 | 障害福祉課 |
| ⑦大阪府重度障害者 在宅介護支援給付金 | ○身体障害者手帳1・２級と療育手帳Ａを併せ持つ重度障害者（児）と同居する介護者に対し、経済的負担を軽減するため支給します（支給要件があります）。 | 継続 | 障害福祉課 |
| ⑧未熟児養育医療給付 | ○身体の発育が未熟なままで生まれた乳児に対して、保険診療の範囲内で入院医療の給付を行います（支給要件や負担金の徴収がありますが、子ども医療費助成等との同時適用が可能です）。 | 継続 | 福祉政策課 |
| ⑨大東市子育てスマイル サポート事業 | ○満２歳までの子どものいる家庭を対象に、地域の子育てサービス、子育てに関する消耗品の購入、タクシー乗車に利用できる子育てスマイルサポート券を交付しています。 | 新規 | 子ども室 |

### （３）保育・教育費の負担軽減

保育や教育に関する負担の軽減として、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に就学援助費を支給している他、学資の貸し付け等を実施しています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①保育料等適正化事業 | ○２人以上の児童が保育所、幼稚園、子ども発達支援センター等に同時に入所している場合に、保育料を軽減します。  ○失業等により収入が大幅に減少する世帯に対し、保育料等の減額制度を実施します。  ○保育料の収納について、保護者負担の適正化を図ります。 | 継続 | 子ども室 |
| ②私立幼稚園健康診断 助成事業 | ○園児の健康診断を実施した市内私立幼稚園に対し、支給します。（私学助成の幼稚園のみ） | 継続 | 子ども室 |
| ③就学援助事業 | ○義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に援助を行います。 | 継続 | 学校管理課 |
| ④大東市奨学貸付業務 | ○高等学校等において修学する志望を持ちながら、経済的理由により修学が困難な人に対して学資の貸し付けを行い、教育の機会均等を図り社会有用の人材を育成します。 | 継続 | 学校管理課 |
| ⑤特別支援教育就学奨励費 | ○特別支援学級在籍等の児童・生徒の家庭に対し、「特別支援教育就学奨励費」による教育扶助を行います。 | 継続 | 教育政策室 |

基本目標Ⅳ　子どもが安全・安心に過ごせるまちづくり

## １　子育てしやすい生活環境の整備

### （１）安心して外出等ができる環境整備

道路上の歩行者の安全確保のため、交通安全対策特別交付金を活用による、ガードレール等の交通安全施設の整備や維持を行います。また、コミュニティバスの老朽化に伴い、現バリアフリー法に適合したノンステップバスを導入するなど、利用環境の維持・改善に取り組みます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①バリアフリー推進事業 | ○大東市バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路および準生活関連経路に定められた路線について、計画的に整備を進めます。 | 継続 | 道路課 |
| ②道路整備 | ○市道における車両通行の円滑化や歩行者の安全確保を図るため、継続して整備を進めます。  ○通学路の安全確保を図るため、整備を進めます。 | 継続 | 道路課 学校管理課 |
| ③交通安全施設の整備 | ○ガードレール等の交通安全施設の整備を行うとともに、維持を進めます。 | 継続 | 道路課 |
| ④利用しやすい移動手段の確保 | ○大東市コミュニティバスの利用を促進するとともに、環境の維持・改善に努めます。 | 見直し  ・改善 | 交通政策課 |
| ⑤利用しやすい快適な 施設づくり | ○民間・公益施設についての改善を推進するため、大阪府の「福祉のまちづくり条例」の普及・啓発を進めます。 | 継続 | 開発指導課 |
| ⑥赤ちゃんの駅 | ○幼稚園、保育所などの公共施設や民間の登録施設に、授乳やおむつ替えができるスペースを設け、乳幼児のいる保護者が安心して外出できる環境づくりを行います。 | 継続 | 子ども室 |

### （２）良質な住宅・居住環境の確保

高齢者と子育て世帯が安心して暮らすことのできる居住地の選択支援を目的とした「三世代家族推進事業」を実施し、大東市への定住促進の取り組みを進めます。

環境の保全では、恩智川クリーンリバープロジェクトや環境フェア等のイベントを通じた啓発活動を行い、子どもたちが将来、快適で潤いのある豊かな環境で生活できるよう継続的な施策を推進します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①公営住宅の整備・改修 | ○「市営住宅長寿化計画」に基づき、計画的な整備・改修を進め、良質な住宅・居住環境を提供します。 | 継続 | 建築課 |
| ②定住の促進 | ○「大東市住宅マスタープラン」に基づき、住宅政策の方針や施策の展開方向を定め、今後の住まい・まちづくり政策を総合的に進めます。 | 見直し  ・改善 | 住宅都市  政策課 |
| ③環境の保全 | ○自然環境の保全に努めるとともに、地球温暖化防止、環境美化や公害防止の取り組みを進めます。 | 継続 | 環境課 |
| ④住宅改造助成事業 | ○住宅改造によって安全で自立した生活の確立、介護者の介護負担の軽減を目的に重度身体障害および重度知的障害児・者に対して改造にかかる費用を助成します（所得制限があります） | 継続 | 高齢介護室 |

## ２　子どもの安全・安心の確保

### （１）子どもを交通事故や不審者・犯罪等の被害から守るまちづくり

保育所、幼稚園、小・中学校等において、児童・生徒への啓発と日常的な安全指導を行うとともに、登下校の見守りや防犯設備等の整備により、子どもたちを事故や事件の被害から守るまちづくりを進めます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①交通安全教室 | ○保育所、幼稚園、小・中学校で子どもの発達段階に応じた交通安全教育を実施し、交通ルールの遵守や正しい交通マナーを実践する態度を育成し、交通事故防止を推進します。  ○小学校へ通う児童の交通安全を確保するため、通学路の交通安全対策と啓発事業を推進します。 | 継続 | 生活安全課 教育政策室 子ども室 学校管理課 |
| ②登下校時の見守り | ○不審者などから、登下校中の子どもの安全を確保するため、地域住民、ＰＴＡ、団体等と連携し、見守り活動を継続して実施します。 | 継続 | 教育政策室 生涯学習課 |
| ③防犯意識の啓発強化 および防犯指導の推進 | ○各校において防犯教室や訓練の実施、校区安全マップの活用による安全指導を実施し、子どもを巻き込む事件等の背景や事件を防ぐための注意点などについての啓発を進めます。  ○保育所、幼稚園、学校等において、防犯教室や防犯訓練を実施し、子どもの防犯指導を推進します。 | 継続 | 生活安全課 教育政策室 |
| ④「子ども110番の家」 運動の推進 | ○「子ども110番の家」について、市民に周知を図ります。  ○地域の子どもたちの安全確保のために、「子ども110番の家」運動協力家庭・店舗の拡充を図ります。 | 継続 | 生涯学習課 |
| ⑤防犯ネットワークの確立 | ○子どもたちの安全対策を強化するため、地域安全センターを全市立小学校に設置し、各防犯関連団体の活動の促進と、情報ネットワークの構築を進めます。 | 継続 | 生活安全課 生涯学習課 |
| ⑥防犯設備等の整備 | ○大東市防犯カメラ設置補助金を活用し、防犯カメラの設置を促進し、街頭犯罪の減少につなげます。 | 継続 | 生活安全課 |
| ⑦ＬＥＤ防犯灯の整備 | ○大東市ＬＥＤ防犯灯設置等補助金を活用し、ＬＥＤ防犯灯の整備・改修を促進します。 | 継続 | 生活安全課 |
| ⑧デートＤＶの防止 | ○学校教育などを通じて、若年層を対象にデートＤＶの認知と、デートＤＶに対する正しい理解を促す学習機会を提供します。 | 新規 | 人権室 教育政策室 |

### （２）子どもを災害から守るまちづくり

市内保育施設や教育機関において、地震などの自然災害を想定した避難訓練等を行っています。また、防犯マップの作製や公共施設の防災対策の推進など、子どもを災害から守るまちづくりに取り組んでいます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①防災教育・おおさか防災ネットの推進 | ○子どもを災害から守るまちづくりの推進に向けて、保育所や幼稚園、学校、子ども発達支援センターにおける避難訓練や防災教育を進めます。 | 継続 | 消防署 危機管理室 教育政策室 保育課 |
| ②地域における防災活動の促進 | ○地域での防災訓練や出前講座の開催を進め、自主防災組織への啓発を行い、組織の強化に努めます。 | 継続 | 危機管理室 |
| ④公共施設の防災対策の 推進 | ○保育所や幼稚園、学校、子ども発達支援センター等において耐震設備の整備等を進めます。  ○緊急時にあわてることがないよう、避難訓練を実施します。 | 継続 | 関係各課 |

## ３　医療体制の整備

### （１）小児医療サービスの充実

小児医療については、子どもが病気になったときに適切な医療が受けられるよう、医療体制の整備を進めていきます。また、休日等の病気やけがについては休日診療所や北河内夜間救急センターで対応を行います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①医療体制の充実 | ○乳幼児が病気になったときに適切な対応と適切な医療が受けられるよう医療体制の整備を進めます。  ○医師会や大阪府内医療機関との連携を強化し、疾患に応じた医療機関の紹介ができるように努めます。 | 継続 | 地域保健課 |
| ②救急診療体制の充実 | ○休日や診療時間以外の突発的な子どもの病気・けがなどに対し、安心して医療が受けられる体制の維持に努めます。 | 継続 | 地域保健課 |
| ③応急手当法の普及 | ○子どもがかかりやすい病気や家庭内で起こりやすい事故等に関する知識や、応急手当法について、両親教室や４か月児健診、健康教育実施時に普及を図ります。 | 継続 | 地域保健課 |

## ４　親子の健康の保持・増進

### （１）児童・生徒の健康の確保・増進

健康診断の実施や「薬物乱用防止教室」、「ほけんだより」等、健康教育を通じて児童・生徒の健康の確保・増進を図ります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①各校における健康教育の充実 | ○小中学校において「薬物乱用防止教室」を開催し、健康の確保への意識啓発を今後も行います。  ○教職員研修会を実施し、健康教育の充実を図ります。 | 継続 | 教育政策室 学校管理課 |
| ②健康管理の充実 | ○健康診断、健康教育を推進するとともに、健康相談や心の健康相談の充実に努めます。  ○養護教諭による健康相談を今後も実施します。 | 継続 | 教育政策室 学校管理課 |
| ③予防接種（再掲） | ○感染症の予防および症状軽減を図るとともに、保護者への啓発や相談に応じます。 | 継続 | 地域保健課 |
| ④性教育の推進 | ○各校において、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階を考慮するとともに、養護教諭とも連携しながら性教育を推進します。 | 継続 | 教育政策室 |
| ⑤食育推進事業 | ○市民一人ひとりが生涯を通じて健康で心豊かな生活が送れるように、学校、幼稚園、保育所、地域等関係機関が連携し、食に関する正しい知識等を普及し、実践へとつなげます。 | 継続 | 関係各課 |

### （２）思春期の健康の確保・増進

思春期の子どもやその保護者に対し、保健指導を通じた正しい知識の普及により、自分の心や体を大切にできる態度を養います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①中学生に対する保健指導 | ○各校において、保健の授業等を通じ、また、家庭との連携も十分図りながら、生徒が生涯を通じて自分の心や体を大切にできるような態度を養います。 | 継続 | 教育政策室 |
| ②思春期ヘルスケアの推進 | ○思春期の子どもやその保護者等に対して、喫煙、飲酒、薬物、性感染症など心身に悪影響を及ぼす行動について、その影響についての正しい知識の普及・啓発を進めます。 | 継続 | 教育政策室 |
| ③相談の実施 | ○教育相談室の相談員による相談や各校における教育相談担当者およびスクールカウンセラーによる相談を行うとともに、ネウボランドだいとうをはじめとする関係機関との連携を強化し、適切な対応が図れるよう相談体制の充実を図ります。 | 充実 | 関係各課 |

### （３）母親・父親等の健康の確保・増進

母親・父親等の健康の確保に向け、40歳未満健康診査や各種の検診を実施し、受診を促します。また、受診者に対し、個別結果の説明に加えて受診者個々の健康意識に合わせて保健指導も実施していきます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①40歳未満健診 | ○15歳以上40歳未満の市民（障害者含む）で健診を受ける機会がない人（定員あり）を対象に、早期からの生活習慣病予防のための健康づくりを支援するため、身体計測や血圧・血液検査、医師の診察、健診結果の説明および指導を行います。 | 継続 | 地域保健課 |
| ②各種検診の実施 | ○対象年齢の市民に対し、「各種がん検診（胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん・肺がん）」「成人歯科検診」「骨粗しょう症検診」等を実施し、受診率の向上とがんの早期発見・早期治療等に努めます。 | 見直し  ・改善 | 地域保健課 |
| ③健康教育・健康相談 | ○出前講座として生活習慣病予防などをテーマに行うとともに、育児相談会や乳幼児健診などの場を活用し、保護者に対して各種検診案内や予防活動を行います。 | 継続 | 地域保健課 |
| ④特定健診・特定保健指導 | ○40歳から74歳までの国民健康保険被保険者に対して、メタボリックシンドロームに着目した健診を実施するとともに、メタボリックシンドローム該当者およびその予備群該当者への保健指導を実施します。 | 継続 | 地域保健課 |

基本目標Ⅴ　さまざまな家庭での子育てを支える体制づくり

## １　児童虐待への対応

### （１）子どもの人権尊重の意識啓発

新１年生の保護者を対象とした「みんななかよし」や、小・中学生向けの「大東市子ども基本条例」の配布を通じ、市民に対する子どもの人権尊重の意識啓発に努めます。

また、教職員等に対しては、定期的に研修を実施するなど、子どもの人権意識の醸成を図ります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①子どもの人権問題に 関する啓発 | ○市立小学校の新１年生保護者に「みんななかよし」「こんにちは！」を印刷配布し、子どもの人権尊重意識の啓発や学校園における人権教育を推進します。  ○「子どもの権利条約」や「大東市子ども基本条例」について市民への普及・啓発に努めます。 | 継続 | 教育政策室 子ども室 |
| ②教職員、市職員等に 対する研修の充実 | ○児童虐待、いじめ、不登校、セクシュアル・ハラスメント、児童の買売春、生徒指導上の課題など、子どもの人権問題に関する研修を行い、子どもの権利の視点に立った施策・事業など、取り組みの推進に努めます。 | 継続 | 関係各課 |

### （２）子どもの虐待防止対策の推進

子どもへの虐待の防止や早期発見の取り組みとして、乳児のいる家庭へ訪問を行い、保護者に寄り添いながら子育てに対する不安や悩みを聞き、行政と地域が一体となって子育て家庭を見守る体制を作ります。また、支援の必要な家庭を早期に把握することで、適切な支援を早期に行います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①児童虐待防止事業 | ○市民対象に予防や早期発見を促すため、啓発講座の開催やリーフレットによる周知に努めます。  ○通報受理後、関係機関とのネットワーク支援体制を組み早期対応を図ります。 | 継続 | 子ども室 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ②関係機関等による虐待発見の徹底 | ○保育所、幼稚園、学校、子ども発達支援センター、医療機関等施設や関係機関、乳幼児健診時などでの発見を徹底し、虐待の早期発見や未然防止を図ります。  ○乳幼児健診未受診者に対して、全数訪問等を行います。連絡がつかなかった場合は、関係機関と連携し、所在の確認を行います。 | 継続 | 関係各課 |
| ③家庭支援推進事業（再掲） | ○配慮を必要とする在宅・在園の児童について、家庭訪問、出前相談等を行い、児童の健全育成を図り、虐待の予防に努めます。 | 継続 | 子ども室 |
| ④家庭児童相談事業（再掲） | ○家庭児童相談員の研修の充実や増員、スーパーバイザーの確保に努めます。 | 継続 | 子ども室 |
| ⑤育児相談等事業（再掲） | ○保育所や子育て支援センター等において、育児不安等についての育児相談を行い、育児不安の解消や負担の軽減を図ります。 | 継続 | 子ども室 |
| ⑥はろーベビィ訪問事業（こんにちは赤ちゃん 　事業） | ○生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを提供することにより、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。 | 継続 | 子ども室 |
| ⑦面接・訪問 | ○虐待家庭について、虐待行為の防止、軽減を図るための面接、家庭訪問を行います。 | 継続 | 子ども室 |
| ⑧研修の強化 | ○大東市児童虐待防止連絡会議において、児童虐待に関する発見・対応に関する研修を実施し、対応のスキルの向上に努めます。 | 継続 | 関係各課 |
| ⑨養育支援訪問事業 | ○出産後間もない時期に育児不安を抱える養育者や、その他不適切な養育状態にある家庭、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭、また児童養護施設等の退所により児童が家庭復帰した後の家庭復帰が適切に行われるための相談・支援を実施します。 | 継続 | 子ども室 |
| ⑩就学児童エンパワメント育成事業 | ○地域住民等の協力を得て、安全で安心して就学児童が自由に遊べる場所を設け、就学児童の体験活動等の活性化を図ることにより、地域社会全体で就学児童が持つエンパワメントを育成します。 | 見直し  ・改善 | 子ども室 |
| ⑪にこにこ子育て訪問支援事業 | ○生後６～８か月の第１子の乳児に対し、身近な地域で活動する民生委員児童委員・主任児童委員と子育て家庭とが訪問活動をきっかけに顔見知りになり、子育て家庭に寄り添い、不安や悩みを相談できる相手のいる安心感を提供することを目的としています。  　また、民生委員児童委員・主任児童委員の認知度を高め、地域全体で子育て家庭を支え見守る体制をつくり、支援が必要な家庭を早期に把握し、適切な支援を行います。 | 新規 | 子ども室 |
| ⑫親支援事業 | ○困難な課題を抱える保護者に対し、子育てに関する心理教育プログラムを実施し、保護者自身が養育の問題点に気づくことで、虐待の改善・未然防止へとつながることを目的とします。 | 新規 | 子ども室 |

## 

## ２　障害のある子どもやその家庭への支援

### （１）障害のある子どもや家庭に対する支援

障害のある子どもや家庭に対し、発達相談員、理学療法士等による巡回相談や訪問支援事業を実施します。訪問支援では待機ケースが減り、概ね申し込みから１・２か月で支援を開始していますが、障害児を含むクラス集団への支援については今後の課題となります。また、保育職による通園療育、専門職による訓練や相談を実施し、親子療育や保護者学習会などの保護者支援を実施しています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①保育所巡回相談、 学校巡回相談 | ○保育所等訪問支援事業や学校巡回相談を通じて、集団保育への支援や、障害児保育の実施などに対する専門職の派遣、学校への巡回相談を行います。  ○保護者のニーズの把握や施設への周知を行い、関係機関の連携を支援します。 | 継続 | 子ども室 子ども発達 支援センター |
| ②乳幼児健診・ すこやか健診 | ○乳幼児健診やすこやか健診において支援の必要性を見極め、各機関と連携の上、速やかに療育につながるよう支援を行います。 | 継続 | 地域保健課 |
| ③親子教室 | ○乳幼児健診等で発達支援が必要とされた乳幼児に対し、親子で一緒に遊びながら育児の方法を学び、安心して子育てができるように支援します。 | 継続 | 地域保健課 |
| ④療育・訓練・相談事業 | ○障害のある子どもとその家族の相談を随時受け付けるとともに、必要に応じて訪問または通所による療育支援につなげます。  ○子ども発達支援センターは事業所の指定を受け、保健医療、福祉、教育等の関連機関と緊密な連携を図りつつ利用者の障害の特性その他の事情に応じ適正かつ効果的な支援に努めます。 | 継続 | 子ども室 |
| ⑤子ども発達支援 センター・ 幼児発達支援事業 | ○就学前の障害のある乳幼児に対して、年齢・発達に応じて療育や訓練を行い、発達を促します。また、保護者への子育て支援もあわせて行います。  ○発達相談員による保育・授業観察および発達検査を実施し、保護者および関係者の相談に応じて助言を行います。 | 継続 | 子ども室 |
| ⑥放課後活動の充実 | ○学齢障害児に対し、集団的な遊びや生活を提供して、放課後支援を行います。 | 新規 | 子ども室 |
| ⑦巡回発達相談 | ○発達に配慮を要する幼児・児童・生徒および保護者や教職員に対し、発達相談員による保育・授業観察および発達検査を実施し、助言等を行います。 | 継続 | 教育政策室 |
| ⑧私立幼稚園との連携 | ○円滑な就学が図られるよう、関係機関との連携を密にする中で就学相談を実施していきます。  ○現状の支援サービスを継続するとともに、相談窓口の周知に努めます。 | 継続 | 教育政策室 |
| ⑨在宅福祉サービスの充実 | ○障害児支援利用計画の策定の実施により、障害のある児童の在宅福祉サービスの充実を図ります。 | 継続 | 障害福祉課 |
| ⑩関係各課の相互連携 | ○障害のある子どもの成長に応じて良育が途切れることなく提供されるよう、関係機関および関係各課の連携を強化します。 | 継続 | 関係各課 |
| ⑪障害児福祉手当の支給  （再掲） | ○重度障害のために、日常生活において常時の介護を要する在宅の20歳未満の人に、経済的負担を軽減するため支給します（支給要件や所得制限があります）。 | 継続 | 障害福祉課 |
| ⑫大阪府重度障害者在宅介護支援給付金（再掲） | ○身体障害者手帳1・２級と療育手帳Ａを併せ持つ重度障害者（児）と同居する介護者に対し、経済的負担を軽減するため支給します（支給要件があります）。 | 継続 | 障害福祉課 |
| ⑬特別児童扶養手当の支給（再掲） | ○日本国内に住所があって、20歳未満で、中程度以上の障害のある児童を養護している保護者等に対し、経済的負担を軽減するため支給します（支給要件や所得制限があります）。 | 継続 | 子ども室 |
| ⑭公営住宅の確保 | ○障害のある子どもを持つ世帯の住宅を確保するため、障害のある方がいる世帯に対し、市営住宅の福祉世帯向け住宅の募集を行います。  ○障害のある子どもを含め、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間で子どもを持つ世帯に対し、裁量世帯として収入基準の緩和を行います。 | 継続 | 建築課 |

### （２）特別支援教育の推進

特別支援教育の推進では、各校で支援を必要とする児童生徒の状況を適切に把握して「個別の指導計画」を作成することによって、より効果的に支援を実施していきます。

また、教職員には研修や学習会を実施し、特別支援教育に関する専門性の向上とともに、学校全体の支援教育の充実を図ります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①就学相談・支援の充実 | ○関係機関との連携を強化し、障害の状況、発達段階、教育ニーズに応じた適切な教育・支援が受けられるよう相談体制の充実に努めます。 | 継続 | 教育政策室 |
| ②特別支援教育の充実 | ○障害のある子どもがその持てる可能性を最大限に伸ばし、将来自らの選択に基づき自立した生活を送ることができるよう、「個別の指導計画」に基づき、きめ細かな教育・支援の充実に努めます。 | 継続 | 教育政策室 |
| ③特別支援教育に関する 教職員研修の実施 | ○障害の状況や発達の段階に応じて、一人ひとりの可能性を伸ばし、生きる力を育めるよう、特別支援教育に関する研修を実施します。 | 継続 | 教育政策室 |
| ④障害についての理解・ 認識の啓発 | ○多様化・複雑化する障害や心の健康について、学校等の保護者会活動や講演会等を通じて啓発を図ります。 | 継続 | 教育政策室 |
| ⑤自立に向けての総合的な教育の推進 | ○各学校において、将来の進路を展望したキャリア教育の推進に努めます。 | 継続 | 教育政策室 |
| ⑥学校施設・設備の改修 | ○施設・設備の改修は、必要に応じ、実施することに努めます。 | 継続 | 学校管理課 |

## ３　ひとり親家庭への自立支援

### （１）ひとり親家庭に対する支援

ひとり親家庭に対する支援のため、地域就労支援センターにて随時相談を行っています。また、ひとり親の自立のための資格取得や教育訓練の受講費に対する支援等、多様な経済的支援を行います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①地域就労支援事業 | ○地域就労支援センターにおいて、中途退学者や卒業後未就職の若年者・中高年齢者・母子家庭の母・障害者等の就職困難者に対し、就労に関する相談を行います。 | 継続 | 産業振興課 |
| ②母子家庭等自立支援 教育訓練給付金事業 | ○母子家庭の母または父子家庭の父が自立に向け職業能力の開発を行えるよう、事前相談を通じて教育訓練講座の指定・認定を行い、講座受講修了後に、受講のために支払った金額の20％に相当する額（4,001～100,000円の範囲内）を支給します。 | 継続 | 子ども室 |
| ③母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業 | ○母子家庭の母または父子家庭の父に対し、経済的に自立するための資格取得を促すため、経済的な支援を行います。  ○看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士の養成機関において２年以上のカリキュラムを受講し対象資格の取得が見込まれ、就業または育児と修業の両立が困難であると認められる者が対象となります。 | 継続 | 子ども室 |
| ④児童扶養手当の支給  （再掲） | ○ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給を行います（所得制限があります）。  ○児童の父親、または母親に重度の障害がある場合、児童の母親または父親、父母代わりの養育者に対し、経済的負担を軽減するため支給します（支給要件や所得制限があります）。 | 継続 | 子ども室 |
| ⑤ひとり親家庭医療費助成（再掲） | ○児童と母または父、両親のいない児童と養育者、両親のいずれかまたは両親が重度障害者の世帯について、18歳到達後の３月31日までの児童、父、母、養育者の入院・通院にかかる医療費自己負担分の一部を助成します（支給要件や所得制限があります）。 | 継続 | 福祉政策課 |
| ⑥府母子父子寡婦福祉 資金貸付制度 | ○母子家庭や父子家庭等の父母が新しく仕事を始めたり、子どもの高校・大学進学などに利用できるように、貸付を行います。 | 継続 | 子ども室 |
| ⑦助産施設 | ○妊産婦が保健上必要にもかかわらず、経済的理由で入院助産を受けることができないとき、助産施設への入所を支援します。 | 継続 | 子ども室 |
| ⑧母子生活支援施設 | ○母子家庭で、母が自立できるまで母子が生活できるように、母子生活支援施設への入所を支援します。 | 継続 | 子ども室 |
| ⑨公営住宅の確保(再掲) | ○ひとり親家庭の住宅を確保するため、市営住宅の福祉世帯向け住宅の募集を行います。  ○18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいる世帯に対し、裁量世帯として収入基準の緩和を行います。 | 継続 | 建築課 |

## ４　子どもの将来のための支援（子どもの貧困対策）

### （１）子どもの貧困対策

子どもの将来が、子どもの生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策として、様々な経済的支援を行います。経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助費を支給しているほか、小学校・中学校入学準備金の入学前支給等に取り組みます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取組 | 内　　　　容 | 第１期 計画との関連性 | 担当課 |
| ①地域就労支援事業（再掲） | ○地域就労支援センターにおいて、中高年齢者・母子家庭の母・障害者等の就職困難者に対し、就労に関する相談を行います。 | 継続 | 産業振興課 |
| ②就学援助事業（再掲） | ○義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に援助を行います。 | 継続 | 学校管理課 |
| ③大東市奨学貸付業務 （再掲） | ○高等学校等において修学する志望を持ちながら、経済的理由により修学が困難な人に対して学資の貸し付けを行い、教育の機会均等を図り社会有用の人材を育成します。 | 継続 | 学校管理課 |



第５章

教育・保育および地域子ども・

子育て支援事業の量の見込み

と確保方策

# 第５章　教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

## １　教育・保育の提供区域

「子ども・子育て支援法」第61条第２項では、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を設定するための施設の整備の状況その他の状況を総合的に勘案して教育・保育の提供区域を設定するとされています。

本市では、市全体を１つの区域として設定します。

【教育・保育施設用の配置図】



## ２　子育て支援に関する量の見込みの推計方法等について

### （１）推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

【教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー】

【家庭類型】

タイプＡ ：ひとり親家庭

タイプＢ ：フルタイム×フルタイム

タイプＣ ：フルタイム×パートタイム  
(月120時間以上＋月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)

タイプＣ’：フルタイム×パートタイム  
(月下限時間[48～64時間]未満＋月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)

タイプＤ ：専業主婦(夫)

タイプＥ ：パートタイム×パートタイム  
(双方が月120時間以上＋月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)

タイプＥ’：パートタイム×パートタイム  
(いずれかが月下限時間[48～64時間]未満＋月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)

タイプＦ ：無業×無業

１　時間外保育事業

２　放課後児童健全育成事業

３　子育て短期支援事業

４　地域子育て支援拠点事業

５　一時預かり事業

６　病児・病後児保育事業

７　子育て援助活動支援事業  
（ファミリー・サポート・センター事業）

・・・等

１　１号認定（認定こども園及び幼稚園）

２　２号認定（認定こども園及び保育所）

３　３号認定（認定こども園及び保育所  
＋地域型保育）

整備量の検討

確保策の検討

整備量の検討

確保策の検討

参酌標準の勘案

家庭類型の分類(潜在)

転職・就労希望から算出

就学前児童保護者対象のニーズ調査の実施

家庭類型の分類(現在)

教育・保育の量の見込みの算出

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出

人口推計

家庭類型(潜在)別推計児童数の算出

### （２）人口推計（推計児童数の算出）

人口推計については、国が提示するワークシートを活用し住民基本台帳の人口などを用いて、コーホート変化率法により算出しました。

【子ども人口の推計】

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 実　績 | | | 推　計 | | | | |
| 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和２年 | 令和３年 | 令和４年 | 令和５年 | 令和６年 |
| ０～11歳 | | 11,898 | 11,577 | 11,200 | 10,837 | 10,528 | 10,259 | 9,969 | 9,739 |
|  | ０歳 | 886 | 819 | 813 | 800 | 788 | 778 | 768 | 764 |
| １歳 | 905 | 904 | 833 | 827 | 814 | 802 | 792 | 782 |
| ２歳 | 918 | 885 | 887 | 818 | 812 | 799 | 787 | 777 |
| ３歳 | 916 | 888 | 875 | 877 | 808 | 802 | 789 | 777 |
| ４歳 | 927 | 904 | 873 | 860 | 862 | 794 | 788 | 775 |
| ５歳 | 967 | 917 | 900 | 869 | 856 | 858 | 790 | 784 |
| ０～５歳 | 5,519 | 5,317 | 5,181 | 5,051 | 4,940 | 4,833 | 4,714 | 4,659 |
| ６歳 | 1,022 | 955 | 905 | 889 | 858 | 845 | 847 | 780 |
| ７歳 | 1,003 | 1,015 | 952 | 902 | 886 | 855 | 842 | 844 |
| ８歳 | 1,051 | 1,002 | 1,013 | 950 | 900 | 884 | 853 | 840 |
| ９歳 | 1,113 | 1,047 | 998 | 1,009 | 946 | 896 | 880 | 849 |
| 10歳 | 1,129 | 1,109 | 1,043 | 994 | 1,005 | 942 | 892 | 876 |
| 11歳 | 1,061 | 1,132 | 1,108 | 1,042 | 993 | 1,004 | 941 | 891 |
| ６～11歳 | 6,379 | 6,260 | 6,019 | 5,786 | 5,588 | 5,426 | 5,255 | 5,080 |

資料：住民基本台帳からセンサス変化率法による推計（各年３月31日）

【子ども人口の推計】

### （３）家庭類型（現在・潜在）別児童数の算出

家庭類型（現在・潜在）別児童数の算出では、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現状割合とともに、今後１年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出します。

【児童（０～５歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合】

単位：％

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 家庭類型 | 説　　明 | 現在 |  | 潜在 |
| タイプＡ | ひとり親家庭 | 9.7 |  | 9.7 |
| タイプＢ | フルタイム×フルタイム | 34.6 |  | 38.4 |
| タイプＣ | フルタイム×パートタイム  (月120時間以上＋月下限時間[48～64時間]～120時間の一部) | 23.8 |  | 23.3 |
| タイプＣ’ | フルタイム×パートタイム  (月下限時間[48～64時間]未満＋月下限時間[48～64時間]～120時間の一部) | 9.7 |  | 13.4 |
| タイプＤ | 専業主婦（夫） | 21.5 |  | 14.7 |
| タイプＥ | パートタイム×パートタイム  (双方が月120時間以上＋月下限時間[48～64時間]～120時間の一部) | 0.2 |  | 0.2 |
| タイプＥ’ | パートタイム×パートタイム  (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満＋月下限時間[48～64時間]～120時間の一部) | 0.3 |  | 0.3 |
| タイプＦ | 無業×無業 | 0.2 |  | 0.0 |

【推計年度別の児童数（０～５歳）】

単位：％（潜在割合）、人（児童数）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 家庭類型 | 潜在割合 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| タイプＡ | 9.7 | 488 | 477 | 467 | 455 | 450 |
| タイプＢ | 38.4 | 1,942 | 1,899 | 1,858 | 1,813 | 1,791 |
| タイプＣ | 23.3 | 1,176 | 1,150 | 1,125 | 1,097 | 1,084 |
| タイプＣ’ | 13.4 | 679 | 664 | 650 | 634 | 627 |
| タイプＤ | 14.7 | 740 | 724 | 708 | 691 | 683 |
| タイプＥ | 0.2 | 9 | 9 | 8 | 8 | 8 |
| タイプＥ’ | 0.3 | 17 | 17 | 17 | 16 | 16 |
| タイプＦ | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 推計児童数  （０～５歳） | 100.0 | 5,051 | 4,940 | 4,833 | 4,714 | 4,659 |

## ３　教育・保育に関する実績と量の見込み及び提供体制の確保方策

### （１）教育・保育事業

#### ①　幼稚園・認定こども園

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず３歳から入園できますが、３歳になる学年（満３歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の４類型あり、いずれも都道府県の認可・認定を受けた施設です。

【教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況】

単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実績値 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| ①園児数 | 1,390 | 1,284 | 1,199 | 1,103 | 1,029 |
| ②定員数 | 2,190 | 2,141 | 2,189 | 2,106 | 1,996 |
| 乖離（②－①） | 800 | 857 | 990 | 1,003 | 967 |

【教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保方策】

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実績値 | | | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | | | 999 | 969 | 941 | 908 | 896 |
|  | １号認定 | | 696 | 675 | 655 | 632 | 624 |
| ２号認定 | | 303 | 294 | 286 | 276 | 272 |
| ②確保の内容 | | | 999 | 969 | 941 | 908 | 896 |
|  | 特定教育・ 保育施設 | |  |  |  |  |  |
|  |  | 市内 |  |  |  |  |  |
|  |  | 市外 |  |  |  |  |  |
|  | 認可外保育施設 | |  |  |  |  |  |
| 乖離（②－①） | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

|  |  |
| --- | --- |
| 確保方策 | ○幼児教育・保育の無償化等の社会的要因による保育ニーズの変動を注視しながら、必要な定員枠の確保に努めます。 |

#### ②　保育所・認定こども園及び地域型保育事業

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の４類型あり、いずれも都道府県の認可・認定を受けた施設です。

認可保育所は、保護者の就労や親族の介護などで、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて都道府県の認可を受けた児童福祉施設です。

【保育施設（認定こども園、認可保育所）の利用状況】

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実績値 | | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| ①園児数 | | | 2,260 | 2,374 | 2,383 | 2,400 | 2,464 |
|  | ２号認定 | | 1,329 | 1,380 | 1,378 | 1,376 | 1,410 |
| ３号認定 | | 931 | 994 | 1,005 | 1,024 | 1,054 |
| ②定員数 | | | 2,198 | 2,420 | 2,438 | 2,500 | 2,570 |
|  | 特定教育・ 保育施設 | | 2,198 | 2,420 | 2,438 | 2,500 | 2,570 |
|  | ２号認定 | 1,321 | 1,445 | 1,440 | 1,452 | 1,502 |
|  | ３号認定 | 877 | 975 | 998 | 1,048 | 1,068 |
| 小規模保育 | | ― | ― | ― | ― | ― |
| 乖離（②－①） | | | △62 | 46 | 55 | 100 | 106 |

【保育施設（認定こども園、認可保育所）の量の見込みと確保方策】

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 推計値 | | | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | | | 2,792 | 2,730 | 2,670 | 2,603 | 2,573 |
|  | ２号認定 | | 1,497 | 1,451 | 1,410 | 1,360 | 1,342 |
| ３号認定 | | 1,295 | 1,279 | 1,260 | 1,243 | 1,231 |
| ②確保の内容 | | | 2,792 | 2,730 | 2,670 | 2,603 | 2,573 |
|  | 特定教育・ 保育施設 | | 2,722 | 2,660 | 2,600 | 2,503 | 2,500 |
|  | ２号認定 | 1,497 | 1,451 | 1,410, | 1,360 | 1,342 |
|  | ３号認定 | 1,225 | 1,209 | 1,190 | 1,173 | 1,161 |
| 小規模保育 | | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 |
| 乖離（②－①） | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

|  |  |
| --- | --- |
| 確保方策 | ○耐震未改修の保育園において、改修に向けた働きかけを行うとともに定員増を推進します。  ○公立保育所については、地域的な保育ニーズに応じたあり方の検討を進めます。 |

## ４　地域子ども・子育て支援事業に関する実績と量の見込み 及び提供体制の確保方策

### （１）時間外保育事業

就労形態の多様化等に伴い、保育所等において通常の保育時間を超えて保育を実施する事業です。

【延長保育事業（時間外保育事業）の利用状況】

単位：人

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実績値 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| ①総利用者数 | 753 | 725 | 829 | 889 |
| ②提供量 | 731 | 736 | 744 | 765 |
| 乖離（②－①） | △22 | 11 | △85 | △124 |

【延長保育事業（時間外保育事業）の量の見込みと確保方策】

単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実績値 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | 1,350 | 1,320 | 1,292 | 1,260 | 1,245 |
| ②確保の内容 | 1,350 | 1,320 | 1,292 | 1,260 | 1,245 |
| 乖離（②－①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

|  |  |
| --- | --- |
| 確保方策 | ○時間外保育は全園で提供体制が整っているため、これまでどおり希望に対応していきます。 |

### （２）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用状況】

単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実績値 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| ①総利用者数 | 低学年 | 953 | 878 | 900 | 1,000 |
| 高学年 | 180 | 215 | 180 | 231 |
| ②提供量 | 低学年 | 1,017 | 1,048 | 1,086 | 1,112 |
| 高学年 | 192 | 197 | 205 | 219 |
| 乖離（②－①） | 低学年 | 64 | 170 | 186 | 112 |
| 高学年 | 12 | △18 | 25 | △12 |

#### ①　低学年の場合

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策】

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 推計値 | | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | | 1,066 | 1,029 | 1,005 | 989 | 959 |
|  | １年生 | 445 | 429 | 419 | 412 | 400 |
| ２年生 | 341 | 329 | 322 | 316 | 307 |
| ３年生 | 280 | 271 | 264 | 260 | 252 |
| ②確保の内容 | | 1,066 | 1,029 | 1,005 | 989 | 959 |
|  | １年生 | 445 | 429 | 419 | 412 | 400 |
|  | ２年生 | 341 | 329 | 322 | 316 | 307 |
|  | ３年生 | 280 | 271 | 264 | 260 | 252 |
| 乖離（②－①） | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

#### ②　高学年の場合

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策】

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 推計値 | | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | | 268 | 259 | 250 | 239 | 230 |
|  | ４年生 | 189 | 182 | 176 | 168 | 162 |
| ５年生 | 49 | 48 | 46 | 44 | 42 |
| ６年生 | 30 | 29 | 28 | 27 | 26 |
| ②確保の内容 | | 268 | 259 | 250 | 239 | 230 |
|  | ４年生 | 189 | 182 | 176 | 168 | 162 |
|  | ５年生 | 49 | 48 | 46 | 44 | 42 |
|  | ６年生 | 30 | 29 | 28 | 27 | 26 |
| 乖離（②－①） | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

|  |  |
| --- | --- |
| 確保方策 | ○実際の入所者数の推移をみながら、必要な施設整備や運営体制を検討していきます。実施箇所については、各小学校に１箇所としています。  ○量の見込みと確保の内容については、特に高学年でかい離が激しく、②確保の内容については、平成27年度～平成31年度の推移から予想を立てたものであり、『待機児童』は発生させず、希望者すべてを受け入れると仮定した上での人数となっています。 |

### （３）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病その他の理由により家庭において養育することが一時的に困難となった場合などに、施設において一定期間、養育・保護を行うことを目的とする事業です。

平成28年度まで、実績値が見込量を大きく下回っていましたが、平成29年度以降は利用が増大し、量の見込みに近い状況となっています。

【子育て短期支援事業の利用状況】

単位：人日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実績値 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| ①総利用者数 | 8 | 7 | 31 | 23 |
| ②提供量 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| 乖離（②－①） | 22 | 23 | △1 | 7 |

【子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：人日

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実績値 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | 41 | 40 | 39 | 38 | 37 |
| ②確保の内容 | 41 | 40 | 39 | 38 | 37 |
| 乖離（②－①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

|  |  |
| --- | --- |
| 確保方策 | ○制度の認知度を高めることで利用拡大を図り令和２年度以降は年間30人日程度の制度利用をめざします。 |

### （４）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、親子で参加できる講座・教室を開催する他、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況】

単位：人回

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実績値 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| ①総利用者数 | 93,863 | 124,190 | 118,386 | 118,301 |
| ②提供量 | 61,391 | 61,827 | 124,190 | 124,190 |
| 乖離（②－①） | △32,472 | △62,363 | 5,804 | 5,889 |

【地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策】

単位：人回

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 推計値 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | 62,953 | 62,155 | 61,253 | 60,430 | 59,812 |
| ②確保の内容 | 62,953 | 62,155 | 61,253 | 60,430 | 59,812 |
| 乖離（②－①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

|  |  |
| --- | --- |
| 確保方策 | ○地域子育て支援センターの３か所およびつどいの広場の５か所で充足が可能と思われますが、今後の状況を勘案しながら、運営体制や内容を検討します。 |

### （５）一時預かり事業

保護者の疾病等の理由により一時的に家庭での保育が困難となった場合に、保育所等において児童を一時的に預かる事業及び幼稚園・認定こども園において在籍園児を対象として行う教育時間前後の預かり保育事業です。（現行計画の原稿）

#### ①　幼稚園・認定こども園における一時預かり事業（預かり保育）

【幼稚園・認定こども園における一時預かり事業の利用状況】

単位：人日

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実績値 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| ①利用者数 | 3～5歳 1号 | 56,230 | 56,120 | 54,816 | 集計中 |
| 3～5歳 2号 | 54,400 | 51,850 | 50,000 | 集計中 |
| ②提供量 | 3～5歳 1号 | 15,484 | 15,579 | 56,120 | 56,120 |
| 3～5歳 2号 | 12,924 | 13,003 | 51,850 | 51,850 |
| 乖離 （②－①） | 3～5歳 1号 | △40,746 | △40,541 | 1,304 |  |
| 3～5歳 2号 | △41,476 | △38,847 | 1,860 |  |

【幼稚園・認定こども園における一時預かり事業の量の見込みと確保方策】

単位：人日

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 推計値 | | | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | | | 77,202 | 74,832 | 72,699 | 70,121 | 69,203 |
|  | １号認定 | | 40,377 | 39,137 | 38,022 | 36,673 | 36,193 |
| ２号認定 | | 36,825 | 35,695 | 34,677 | 33,448 | 33,010 |
| 確保の  内容 | | ②延べ人数 | 77,202 | 74,832 | 72,699 | 70,121 | 69,203 |
| 施設数 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 乖離（②－①） | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

|  |  |
| --- | --- |
| 確保方策 | ○幼稚園型預かり保育については、十分な利用枠を確保できる体制が整っており、これまでどおり利用希望に対してサービスの提供を図っていきます。 |

#### ②　幼稚園以外における一時預かり事業

実績値は増減していますが、量の見込みの範囲内で推移しています。

【幼稚園以外における一時預かり事業の利用状況】

単位：人日

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実績値 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| ①実績値 | 0～5歳 | 2,617 | 3,512 | 3,353 | 3,305 |
| ②量の見込み | 0～5歳 | 3,500 | 3,556 | 3,671 | 3,908 |
| 乖離（②－①） | 0～5歳 | 883 | 44 | 118 | 603 |

【幼稚園以外における一時預かり事業の量の見込みと確保方策】

単位：人日

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 推計値 | | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | | 4,661 | 4,571 | 4,482 | 4,386 | 4,336 |
| ②確保の内容 | | 4,661 | 3,512 | 3,556 | 3,671 | 3,908 |
|  | 保育所実施分 |  |  |  |  |  |
|  | その他施設分 |  |  |  |  |  |
| 乖離（②－①） | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

|  |  |
| --- | --- |
| 確保方策 | ○保育所３か所で一時預かりを実施し、キッズプラザにおいて休日保育を実施しています。ファミリー・サポート・センターでも提供体制が整備され、充足は可能となっていますが、利便性向上のためニーズの拡大に応じた実施箇所数の増加を検討します。 |

### （６）病児・病後児保育事業

児童が病気や病気の回復期にあって集団保育が困難な期間に、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等で児童を一時的に預かる事業です。

【病児病後児保育事業の利用状況】

単位：人日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実績値 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| ①総利用者数 | 923 | 823 | 549 | 617 |
| ②提供量 | 1,500 | 1,510 | 1,526 | 1,569 |
| 乖離（②－①） | 577 | 687 | 977 | 948 |

【病児病後児保育事業の量の見込みと確保方策】

単位：人日

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実績値 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | 992 | 970 | 949 | 926 | 915 |
| ②確保の内容 | 992 | 970 | 949 | 926 | 915 |
| 乖離（②－①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

|  |  |
| --- | --- |
| 確保方策 | ○あすなろ病児保育室に加えて、平成30年に野崎徳洲会病院病児保育室を開設し、市内２か所で定員12名の受け入れ態勢を整えています。  ○急な発熱による当日利用等、病児保育に対する多様なニーズについて、利便性の向上を図ることで受入拡大を目指します。 |

### （７）ファミリー・サポート・センター事業（就学時のみ）

家族に乳幼児や小学生等の児童のいる人が会員となり、児童の預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者との相互援助活動を行う事業です。

【ファミリー・サポート・センター事業の利用状況】

単位：人日

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実績値 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| ①総利用者数 | 1～3年生 | 399 | 383 | 399 | 417 |
| 4～6年生 | 201 | 193 | 150 | 200 |
| ②提供量 | 1～3年生 | 51 | 51 | 399 | 399 |
| 4～6年生 | 150 | 151 | 201 | 201 |
| 乖離 （②－①） | 1～3年生 | △348 | △332 | 0 | △18 |
| 4～6年生 | △51 | △42 | 51 | 1 |

【ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保方策】

単位：人日

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実績値 | | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | 小学校低学年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | 小学校高学年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②確保の内容 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 乖離（②－①） | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

|  |  |
| --- | --- |
| 確保方策 | ○提供体制は整備されているため、市民への広報を積極的に行い、量の確保を図ります。 |

（８）利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、子育て家庭の「個別ニーズ」の把握に努め、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等の必要な支援を行う事業です。

【利用者支援事業の利用状況】

単位：か所

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実績値 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| ①総利用者数 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| ②提供量 | 1 | 2 | 3 | 1 |
| 乖離（②－①） | １ | 2 | 3 | 0 |

【利用者支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：か所

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 推計値 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②確保の内容 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 乖離（②－①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

|  |  |
| --- | --- |
| 確保方策 | ○子育て世代包括支援センター「ネウボランドだいとう」に専門知識のある職員を配置し、ワンストップサービスによる情報提供事業を進めます。 |

### （９）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他援助を行うことで子育ての孤立化を防ぐ事業です。

【乳児家庭全戸訪問事業の利用状況】

単位：人

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実績値 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| ①総利用者数 | 919 | 935 | 885 | 859 |
| ②提供量 | 960 | 967 | 979 | 1,010 |
| 乖離（②－①） | 41 | 32 | 94 | 151 |

【乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策】

単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 推計値 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | 800 | 788 | 778 | 768 | 764 |
| ②確保の内容 | 800 | 788 | 778 | 768 | 764 |
| 乖離（②－①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

|  |  |
| --- | --- |
| 確保方策 | ○事業については、対象者全員に対して行われるものであり、令和２年度以降についても引き続き取り組みを進めます。 |

### （10）養育支援訪問事業

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる世帯など対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする事業です。

【養育支援訪問事業の利用状況】

単位：人

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実績値 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| ①総利用者数 | 6 | 5 | 6 | 12 |
| ②提供量 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| 乖離（②－①） | 9 | 10 | 9 | 3 |

【養育支援家庭訪問事業の量の見込みと確保方策】

単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 推計値 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の見込み | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| ②確保の内容 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 乖離（②－①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

|  |  |
| --- | --- |
| 確保方策 | ○現在は、支援を必要としている家庭に対して実施していますが、今後は対象を拡大し、制度の周知を行うことにより、利用の増加を図ります。 |

### （11）子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

平成28年度の法改正に伴い、要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修を受講した者を必ず配置することが努力義務とされ、ネットワークの機能強化が図られています。

また、児童虐待防止月間である11月には街頭キャンペーンや市民向けの啓発講座を実施し、要対協の取組や児童虐待に関する啓発活動を実施しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 確保方策 | ○今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて支援体制等を検討します。 |

### （12）妊婦健康診査

安心・安全に出産を迎えるために、妊娠中の定期的な健康診査により、母子の健康増進、妊婦の生活改善を目的として健康診査を行う事業です。

【妊婦健康診査の利用状況】

単位：人、人回

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実績値 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| ①実績値 | 実人数 | 集計中 | 集計中 | 集計中 | 1,354 |
| 延べ回数 | 11,464 | 11,185 | 10,426 | 10,430 |
| ②提供量 | 実人数 | 1,610 | 1,640 | 1,660 | 1,680 |
| 延べ回数 | 12,100 | 12,900 | 13,700 | 14,600 |
| 乖離（②－①） | 実人数 |  |  |  |  |
| 延べ回数 | 636 | 1,715 | 3,274 | 4,170 |

【妊婦健康診査の量の見込みと確保方策】

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 推計値 | | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ①量の 見込み | 実人数 | 1,323 | 1,303 | 1,286 | 1,270 | 1,263 |
| 延べ回数 |  |  |  |  |  |
| ②確保の 内容 | 実人数 | 1,323 | 1,303 | 1,286 | 1,270 | 1,263 |
| 延べ回数 |  |  |  |  |  |
| 乖離（②－①） | 実人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 延べ回数 |  |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 確保方策 | ○妊婦健診については、１人につき14回、最大12万円の助成を保障しているものであり、最大限の利用を啓発します。 |

### （13）実費徴収に係る補足給付を行う事業

令和元年10月に実施された、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料等が無償化される一方で、給食費、教材費などの実費負担額は無償化の対象外となり、これまでどおり保護者の負担となります。

認定こども園、保育所、新制度移行幼稚園に在籍する１号・２号認定児童については年収360万円未満相当世帯や、多子世帯等については副食費の徴収を免除されるため、新制度未移行園の利用者についても、認定こども園等の利用者との公平の観点から、副食費の実費徴収に係る補足給付事業を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 確保方策 | ○今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて助成の内容等を検討します。 |

### （14）多様な主体の参入促進事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿の拡大や、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育等の設置を促進していくことが必要です。一方で、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に運営されるには、保護者や地域住民との信頼関係が欠かせません。

本事業は新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施するものです。

|  |  |
| --- | --- |
| 確保方策 | ○今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて助成の内容等を検討します。 |

## ５　任意記載事項

### （１）産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の 円滑な利用の確保

○子育てニーズに対応するため、事業者の意向を尊重しつつ、認定こども園の整備を  
進めます。

○小規模保育を中心とした地域型保育事業の整備等の待機児童対策を進めます。

○地域型保育の質の確保に向け、保育士の研修を行うとともに、府や関係機関と連携しながら、潜在保育士の掘り起こし・確保に努めます。

○認定こども園や地域型保育事業について、事業内容などの周知に努め、サービス利用の促進を図ります。

○必要な子どもが市内全体を通じて教育・保育施設や地域型保育を利用することができるよう、送迎保育ステーションの設置を進め、柔軟な事業の提供に努めるとともに、待機児童の解消を図ります。（現行計画の原稿）

### （２）子どもに関する専門的な知識、および技術を要する支援に関する 都道府県が行う施策との連携

「基本目標５さまざまな家庭での子育てを支える体制づくり」に関わる施策を通じて、児童虐待防止対策の充実、母子家庭および父子家庭の自立支援促進、障害児など特別  
支援が必要な子どもの支援を進めます。（現行計画の原稿）

### （３）労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために 必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

「基本目標１子育てと仕事を両立できる社会づくり」に関わる施策を展開するとともに、府、地域の企業、子育て支援活動などと連携しながら、職業生活と家庭生活の両立の実現に取り組みます。（現行計画の原稿）